

# 地方公共団体における非識別加工情報提供 の仕組みの導入に向けた取組等について



平成29年3月31日

総務省地域力創造グループ  
地域情報政策室

# 法改正を受けた個人情報保護条例の見直しに関する基本的な考え方①

## 個人情報保護法等の改正

- 情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待。同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じているとの指摘。
- こうした状況を背景として、個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布（平成29年5月30日施行）。また、行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布（平成29年5月30日施行）。

## 個人情報保護法制における地方公共団体の位置付け

- 地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施（個人情報保護法第5条）
- 地方公共団体が保有する個人情報について、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない（個人情報保護法第11条第1項）

## 法改正を受けた個人情報保護条例の見直しに関する基本的な考え方②

「日本再興戦略2016」 （平成28年6月2日閣議決定）

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）（行政機関個人情報保護法等改正法）が成立したことを踏まえ、国は、今後、地方公共団体において個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力をを行う。

「個人情報の保護に関する基本方針」 （平成16年4月2日閣議決定/平成28年10月28日変更）

地方公共団体の保有する個人情報の保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力をを行うものとする。

# 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会

## 趣旨

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられるため、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会を開催する。

## スケジュール

平成28年 9月23日(金) 第1回検討会 開催  
11月28日(月) 第2回検討会 開催  
平成29年 1月31日(火) 第3回検討会 開催  
3月7日(火) 第4回検討会 開催  
3月29日(水) 第5回検討会 開催 → 報告書取りまとめ

## 構成員

※敬称略、50音順

伊藤昭彦 東京都立川市行政管理部文書法政課長  
宇賀克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授 (座長)  
大谷和子 株式会社日本総合研究所執行役員・法務部長  
岡村久道 弁護士、国立情報学研究所客員教授  
佐藤一郎 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授  
田中延広 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長  
野中正人 山梨県富士川町政策秘書課長

(オブザーバー)  
個人情報保護委員会事務局  
行政管理局情報公開・個人情報保護推進室  
情報流通行政局地方情報化推進室  
統計局統計調査部調査企画課

# 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書(案)概要①

## 1. 背景

- ・情報通信技術の飛躍的な進展により、パーソナルデータの利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題になっている。
- ・個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等について、平成27年9月に個人情報保護法等改正法が、平成28年5月に行政機関個人情報保護法(行個法)等改正法が公布された。
- ・平成28年12月に官民データ活用推進基本法が公布・施行された。

## 2. 基本的な考え方

- ・個人情報保護法では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施すること等が規定されている。
- ・地方公共団体は、法改正の趣旨等を踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要である。

## 3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等

### (1) 個人情報の定義の明確化

- ・指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。
- ・個人識別符号の定義については、行個法等と同じ定義にすることが適当である。
- ・行個法と同様に、照合の容易性を要件とはしないことが適当である。

### (2) 要配慮個人情報の取扱い

- ・要配慮個人情報の定義を設け、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

# 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書(案)概要②

## 3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等(つづき)

### (3) 非識別加工情報の仕組みの導入

- ・非識別加工情報の仕組みを導入すること適当である。また、非識別加工情報の定義、加工の基準等は行個法等と同等の内容であることが望ましい。
- ・加工等の基準を策定するときに、審議会等に諮問することが適当である。また、審議会等は非識別加工情報の取扱いについての調査等ができることとすることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿をホームページに掲載することが適当である。
- ・小規模団体に対して、総務省・個人情報保護委員会は積極的に技術的な支援を行うことが必要である。また、専門的知識を有する構成員の確保については、審議会等の共同設置などが解決策になり得る。

### (非識別加工の仕組みの円滑な導入)

- ・都道府県、指定都市などが積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、他の地方公共団体を牽引していくことで、全体として円滑な導入が期待される。
- ・当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することや、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

### (今後の課題)

- ・将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられる。